関や郵便局（静岡、愛知、岐阜及び三重県内郵便局のみ）での窓口納付や口座振替でも納めることができますので、ご都合のよい納付方法をお選びください。

○納付できる税目

・市県民税（普通徴収分）
・固定資産税・都市計画税
・軽自動車税
・国民健康保険税

○納付にあたってのご注意

コンビニ納付の開始に伴い、納付書は期別ごと（つづられていない状態）１枚ずつの単票となり、バーコードが印刷されています。

納付の際は、記載されている期別と納期限をよくお確かめのうえ、納期順に納付してください。

※納期を間違えて納付されますと、督促状が発送される場合がありますのでご注意ください。

○コンビニで納付できない納付書

・金額を訂正したもの
・納付書１枚の金額が30万円を超えているもの
・バーコードが印刷されていないもの
・コンビニでの利用期限を過ぎたもの
・破損や汚れにより、バーコードが読み取れないもの
・平成28年４月１日以前に発行されたもの

※このような納付書はコンビニでは納付できませんので、納付書の裏面に記載してあります取扱金融機関等で納付してください。

※納付書をホチキスなどで留めると、コンビニで納付できなくなりますので、ご注意ください。

ご注意ください
～納付書の期別を間違えて、コンビニで納付した場合～

例えば、第１期分を納めるところを間違えて第２期分の納付書で納めた場合は、第２期分として収納されます。

原則、還付や他の期別への振替は行いませんので、改めて第１期分を納めてください（このとき、第１期分の納期限が過ぎておりますと、督促状が発送されます。また、「コンビニ利用期限」が過ぎておりますと、コンビニでは納めることができなくなります）。

問合せ先　税務課収納係（窓口⑦）☎㉒２２１８

平成29年度 軽自動車税等の減免申請について

身体の障害又は精神障害のため日常生活において歩行が困難である方の通院、通学または生業のためにもっぱら使用される軽自動車（原付等２輪車含む）について一定の基準のもとに、軽自動車税が減免されます。

※軽自動車税の減免は毎年申請が必要ですのでご注意ください。

○平成29年度軽自動車税の減免申請の期限は５月31日（水）です

平成28年度より減免を申請する者（納税義務者）の個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。通知カード又はマイナンバーカード（個人番号カード）と本人確認書類をご持参ください。

減免される軽自動車税等の対象

①登録上の所有者が減免を受ける本人の名義になっていること。

※４月１日現在、自動車税検査証の所有者欄が原則として本人名義であることが必要です。

なお、障害者である本人が所有している軽自動車を本人が運転する場合にしか認められないので注意してください（障害の度合いに応じては生計を一にする人も可となります。）

※申請者がある程度の障害の度合いに達していたとしても、本人が社会福祉施設や病院に入園（院）し、軽自動車を運転する者と生計を一にしていない場合には減免できません。

②普通自動車・軽自動車・バイクなどすべての車種を含め、障害のある方一人について１台だけ減免できます。

○申請に必要な書類

・軽自動車税納税通知書
・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
・車検証
・運転する人の運転免許証
・減免を申請する者（納税義務者）のマイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カード
・印鑑
・委任状（同居の親族以外の場合）

※詳細については、各問合せ先までご相談ください。

問合せ先

○軽自動車税
税務課市民税係（窓口⑨）☎㉒２２１８

○自動車税
年の途中で減免に該当した場合
下田財務事務所課税課課税第二班　☎㉔２０１８

○自動車税、自動車取得税
車を新規で登録しようとする場合
沼津自動車検査登録事務所
☎０５０－５５４０－２０５１

山本周五郎メモリアル展を行っています

稲生沢公民館２階の図書スペースを利用して、平成28年３月末に閉館した蓮台寺荘よりお借りした山本周五郎ゆかりの品を展示しています。

開館時間　９時～17時

休館日
祝日、年末年始、事情により休館となることがあります。

問合せ先
教育委員会生涯学習課
☎㉓５０５５
稲生沢公民館
☎㉒０５１９